

日本国憲法第53条における臨時会召集について、法令等で召集期限を
設定することを求める意見書

新型コロナウイルス感染症の蔓延や、それを受けた住民の暮らしぶりの悪化を受け、行政や議会には、これまで以上に、住民の切実な願いや要望に耳を傾けて行政に反映し、種々の条例の立法や、施策の速やかで機動的な実施を通じて、住民の福祉の増進を図ることが、強く求められている。

各種の給付施策など、予算を実行するには議会を開かなければならず、国会でも基本構造は同様である。一方、国会の召集の決定は、天皇の国事行為として、実質的には助言と承認を行う内閣（行政権）にその権限がある。

新型コロナウイルス感染者数はうなぎのぼりで、緊急事態宣言を出したときよりも状況は深刻化し、これによる必要経費の増加は、各自治体を苦しめている。休業補償や独自の経済振興策のため、自治体の貯金である財政調整型基金を取り崩し、自治体の経営が厳しくなっている。自治体の安定的な運営のため、国からの追加、累次の補正予算による財政措置で、その手当てをする必要がある。

こうした中、国会では7月31日、新型コロナウイルスの感染再拡大や豪雨災害の対応について審議の必要があるとして、国会議員の4分の1以上から国会の召集要求がなされた。ところが内閣は、秋まで国会を開くつもりがないと報道がなされている。もちろん、国会の召集権限は、事実上内閣の専権であるが、国民が苦しみ、自治体が苦しみ、一刻も早い予算措置等が必要であるにもかかわらずである。

憲法53条に基づく臨時国会の召集は、憲法上明文で規定された法的義務で、要求を受けた内閣には、合理的期間内に召集義務があると、那覇地裁は判示している（令和2年6月10日判決）。

また、平成24年4月27日に自民党が決定した日本国憲法改正草案の第53条には、「いずれかの議院の総議員の4分の1以上の要求があったときは、要求があった日から20日以内に臨時国会が召集されなければならない。」と、召集時期を明記している。

以上を踏まえ、衆参両院の国会議員の4分の1以上から要求があった場合における召集について、それをなすべき期間を法令等で規定し、それに即した運用をされるよう、強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月29日

鳥取県東伯郡湯梨浜町議会

【提出先】

内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、総務大臣